

2 高情政第 606 号
令和 2 年 9 月 4 日

各所属長 様
(県立学校、警察を除く)

情報政策課長
(県庁ネットワーク管理者)

リモートメンテナンスネットワークシステムの利用について (通知)

令和元年 8 月 5 日付け元高情政第 514 号「リモートメンテナンスネットワークシステムの利用形態の変更について」により通知したことについて、変更後のリモートメンテナンスネットワークシステム(各管理者が所管する業務システムの運用保守事業者(委託先)が外部からネットワーク経由で保守を行う際に利用するネットワークシステム)の構築を、第 4 次情報ハイウェイの運用保守事業者である株式会社 S T N e t と進めているところです。

このたび、回線契約方法、情報ハイウェイへの接続協議等についての協議が整いましたので、下記のとおり利用形態の変更に伴う対応をお願いします。

記

1 変更後のリモートメンテナンスネットワークシステムの概要

(1) 接続方法(回線)の変更について

現在、情報政策課で用意したモバイル閉域網により接続を行っていますが、第 4 次情報ハイウェイ経由での接続に変更することとし、接続方法はモバイル接続又は構内接続に限ることとします。

(2) 接続回線契約、リモートメンテナンス用 V P N の構築等について

- 各運用保守事業者が直接第 4 次情報ハイウェイ総合窓口(株式会社 S T N e t)へ第 4 次情報ハイウェイ接続サービスの利用申込みを行うこととなります。

第 4 次高知県情報ハイウェイ総合窓口

フリーコール : 0800-500-4351

メールアドレス : kochihw@stnet.co.jp

- 事前に県庁ネットワーク管理者である情報政策課長に協議し、承諾書の写しを添付の上申込みを行ってください。

(現行のリモートメンテナンスネットワークシステムの利用している保守事業者については、添付の必要はありません。)

- ・ 利用VPN名は「高知県リモートメンテナンス（I）」又は高知県リモートメンテナンス（LG）」としてください。

※（I）はインターネット接続系、（LG）はLGWAN接続系ネットワーク

なお、1回線でLGWAN接続系ネットワークとインターネット接続系ネットワークの両方に接続することができませんので、ネットワークごとに回線契約が必要となります。ただし、1つのネットワーク内に複数のシステムがある場合は1回線で運用保守を行うことができますが、データ容量の上限に留意する必要があります。

- ・ 専用のクライアント端末はこれまでどおり情報政策課から各所属を通じて各運用保守事業者へ貸与することとなります。各運用保守事業者へは、貸与された端末に第4次情報ハイウェイへの接続のための設定等を行うよう依頼してください。

（3）第4次情報ハイウェイへの接続協議について、

- ・ 情報政策課にて接続協議を行いますので、各運用保守事業者から個別に行う必要はありません。
- ・ 各課から情報政策課に行うリモートメンテナンスネットワーク利用協議を行う際、各運用保守事業者が契約を予定する第4次情報ハイウェイ接続サービスの内容についての記載が必要となります。

（4）リモートメンテナンスネットワークシステムの利用開始について

- ・ リモートメンテナンスネットワークシステムの利用開始は、リモートメンテナンスネットワーク利用協議が承認された後となります。

2 今後の事務手続き及びスケジュール（予定）

（1）事務手続きの流れ

- ① 事前に各運用保守事業者から直接第4次情報ハイウェイ総合窓口（株式会社S T N e t）に、第4次情報ハイウェイへのアクセス方法、アクセス回線等を相談し、第4次情報ハイウェイ接続サービス契約予定内容を各業務システム管理者（各所属）に提供する。
- ② 各業務システム管理者（各所属）から県庁ネットワーク管理者（情報政策課）へリモートメンテナンスネットワーク利用協議の申請を行う。

申請に必要な書類は次のとおり

I リモートメンテナンスネットワーク利用協議書

（添付ファイル「01_shinseisyo」）

II 業務委託契約書の写し

（契約日、契約相手、対象システム及び契約期間が分かるページのみで可）

Ⅲ 利用者情報

(添付ファイル「02_riyousyajoho」)

Ⅳ 利用者全員分の誓約書

(添付ファイル「03_seiyakusyo」)

※ 現行のリモートメンテナンスネットワークシステムを利用し、運用の見直し後も利用の継続を希望する場合で、契約情報及び利用者情報の変更が無い場合は、上記Ⅱ～Ⅳの提出は必要ありませんが、Ⅰへその旨の記載をお願いします。

- ③ 県庁ネットワーク管理者（情報政策課）から第4次情報ハイウェイ管理者に第4次情報ハイウェイの接続協議を行い、承認が得られた場合は、各業務システム管理者（各所属）にリモートメンテナンスネットワーク利用の承認通知及びリモートメンテナンス用のパソコンの貸与を行う。
- ④ 各業務システム管理者（各所属）から各運用保守事業者へリモートメンテナンスネットワーク利用承認通知の写しの提供及びリモートメンテナンス用のパソコンの貸与を行う。
- ⑤ 各運用保守事業者から第4次情報ハイウェイ総合窓口（株式会社S T N e t）へ第4次情報ハイウェイ接続サービスの申込みを行う。
- ⑥ 第4次情報ハイウェイ総合窓口（株式会社S T N e t）から、第4次情報ハイウェイに接続するための機器（モバイル接続の場合はU S B ドングル）等の貸与を受け、各業務システム管理者（各所属）から貸与されたパソコンに各種設定を行いリモートメンテナンスを開始する。

(2) 各運用保守業者が行う第4次情報ハイウェイ接続サービスの申込みについて

新型コロナウイルス感染症の影響により、リモートワーク等への需要が増大しているため、第4次情報ハイウェイ総合窓口（株式会社S T N e t）から接続用機器の調達やリモートメンテナンス用V P Nの構築等に2～3か月を要する可能性があるとの情報提供がありました。

つきましては、現行のリモートメンテナンスネットワークシステムから継続して利用を希望される場合は、早めの対応を依頼していただきますようお願いします。

(3) 現行運用時期の終了について

終了時期：令和2年12月31日

※ 令和元年8月5日付け通知では、令和2年9月30日に終了するとお知らせしていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮し現行の運用期間を延長することとします。

(4) その他

- ・ 事務手続きの概略図についても作成しましたので委託先への情報提供をお願いします。(添付ファイル「04_gaiyou」)
- ・ 上記スケジュール等を変更する場合は別途連絡します。

(問い合わせ先)

高知県総務部 情報政策課 電子県庁担当 齊木

〒780-0870

高知市本町 4-1-16 (高知電気ビル別館 7 階)

TEL: 088-823-9773 FAX: 088-823-9647